



ひらめ

閃きの番人

——弁理士ジョージの事件簿

FILE 005：商標権が守った夢と絆

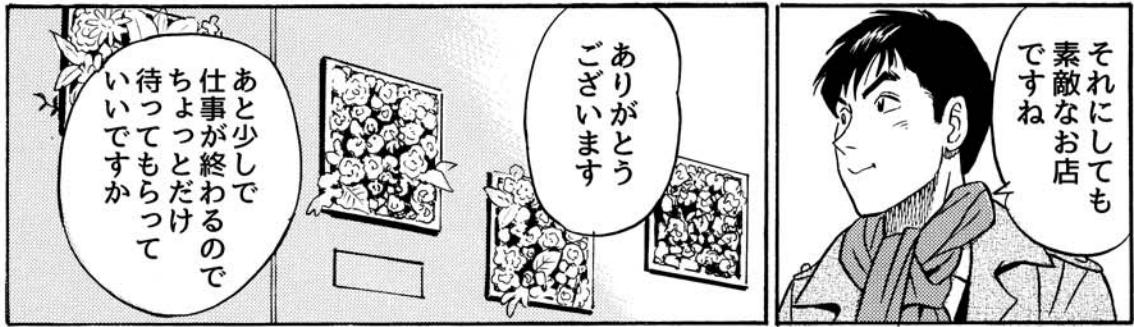
商標権と不正競争防止法編

作画：ヒロカネプロダクション

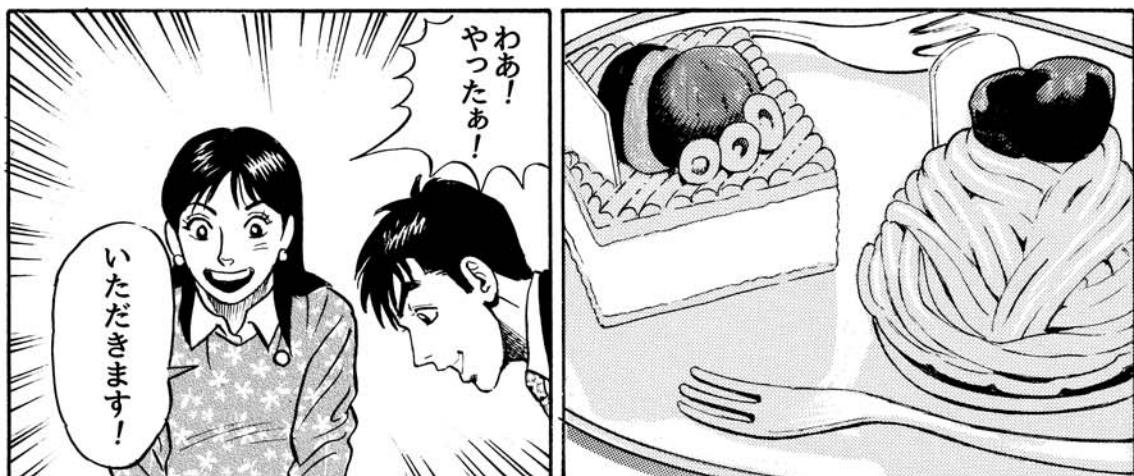
監修：日本弁理士会





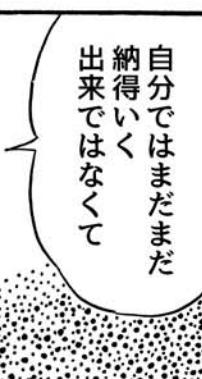
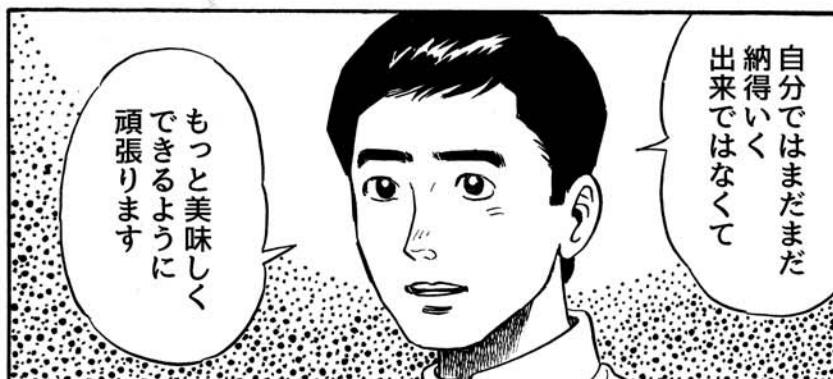


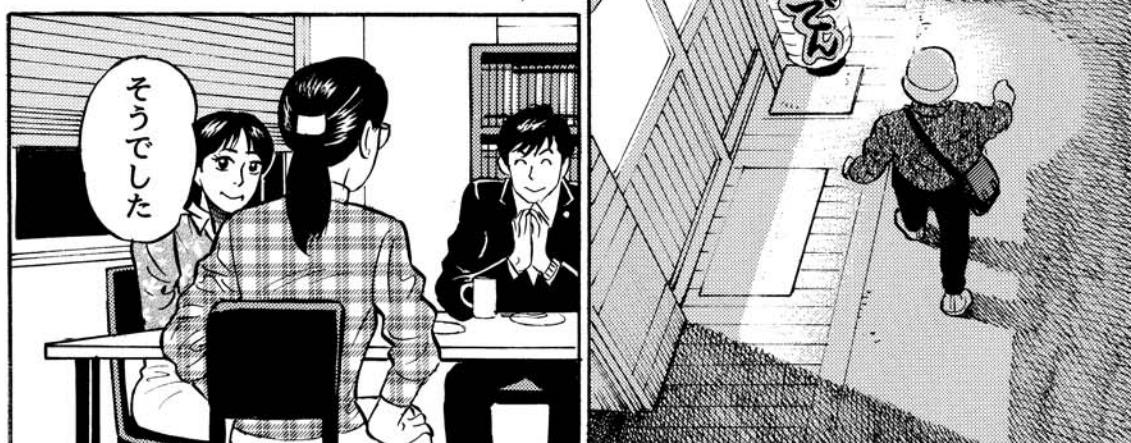
それにもしても
素敵なお店
ですね





弟は高校を卒業して
すぐにケークリー作りを学びに
ヨーロッパ各地を回つて
きたんです





小売流通 起業家セミナー

お店を開店するに
あたって
商工会議所の
起業家セミナーに
参加した際

そしたら
眞理ちゃんが弁理士にな
つたと智から聞いて
安心して相談できる
と思って

正直 内容に関して
覚えていませんが
『弁理士さんに相談
すればいい』って
ことだけは覚えて
いたんです

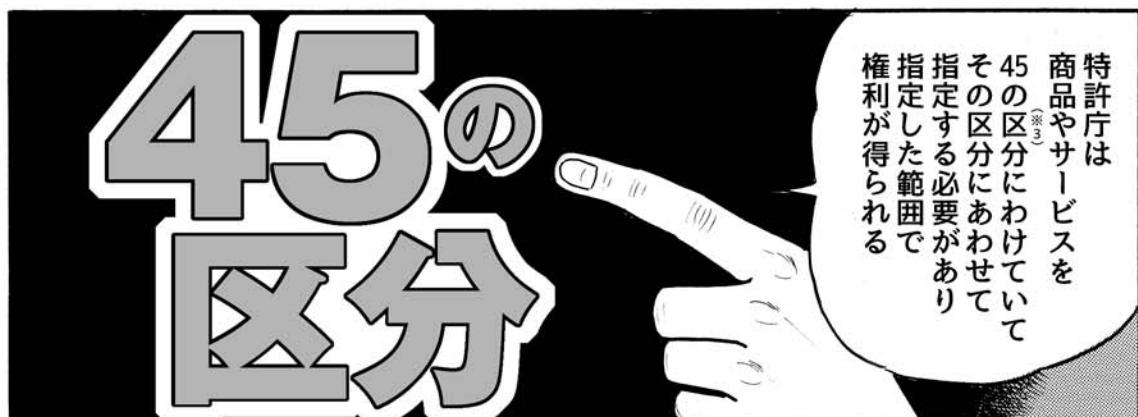
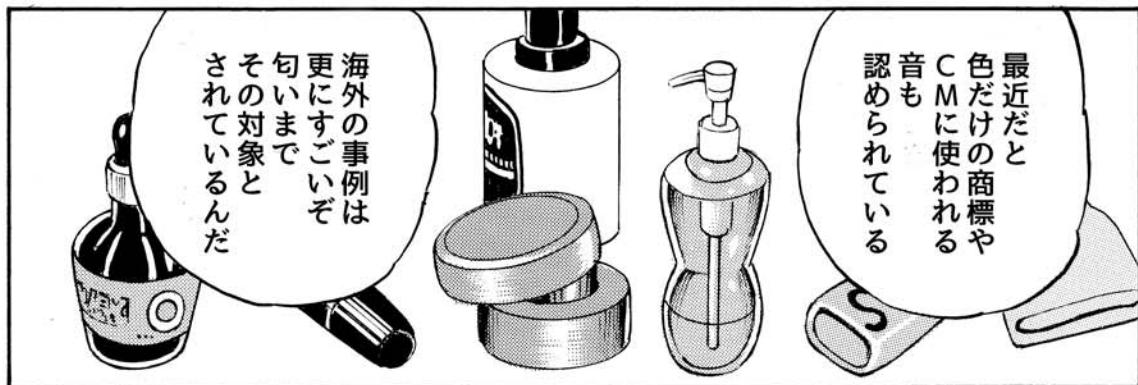
お願ひします！

そしたら
簡単に商標権の
概要を説明
しましようか

なるほど
たしかにお店を
始められたからには
商標登録しておいた
ほうがいいと思
います



(※1)屋号 一家の特徴を基に家に付けられる称号のこと。ここでは本来の屋号の意味から派生して企業や店の名称などの意味で用いられている。
(※2)先使用権 他人の登録商標について、出願前から同一又は類似の商標を使用し、かつ、それが周知(需要者の間に広く認識)されている場合に、引き続き使用することが認められる権利。



(※3)区分 商標登録出願をする際に記載すべき商品・役務の分類のこと。国際分類では第1類から第45類まである。第1類から第34類までが商品区分で、第35類から第45類までが役務区分である。





先生！
私の店は
どうなんですか



店頭販売

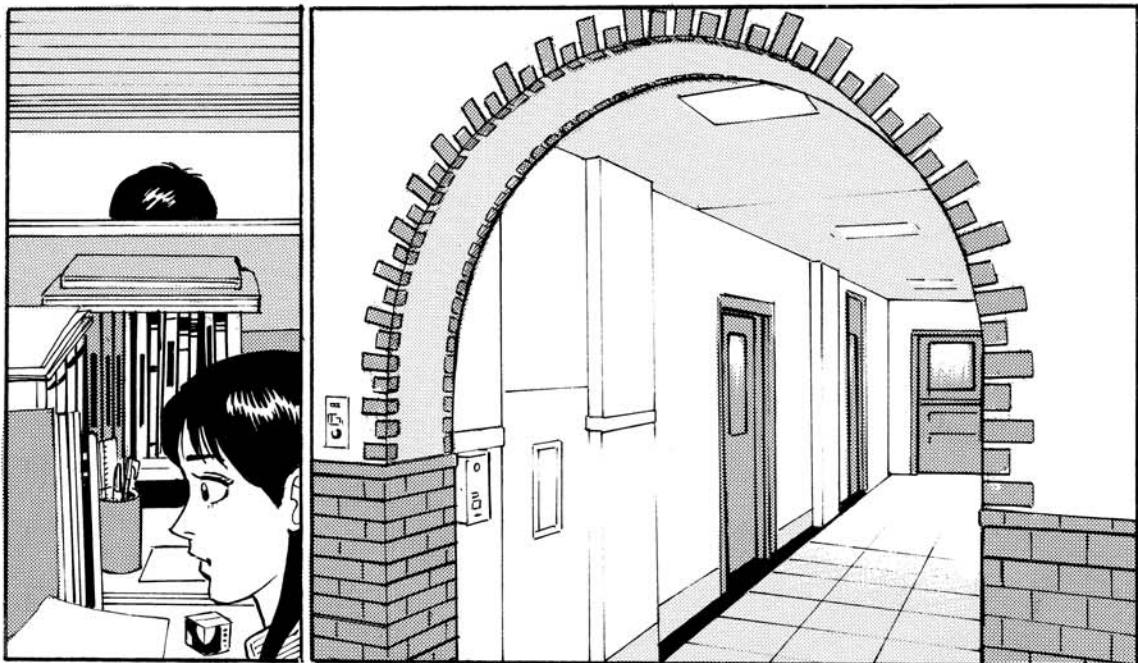


(※4) 役務 他人のために行う労務であり、また、独立して取引対象となるサービスのこと。



(※5)自他商品等識別能力 自らが提供する商品・サービスと他者が提供する商品・サービスとを区別する能力。





出願は標準的な
書体でいいですよね

そうだね
実際に使用
されているロゴは
そこまで変わった
態様でもないから
いいと思うぞ

どう
思います?

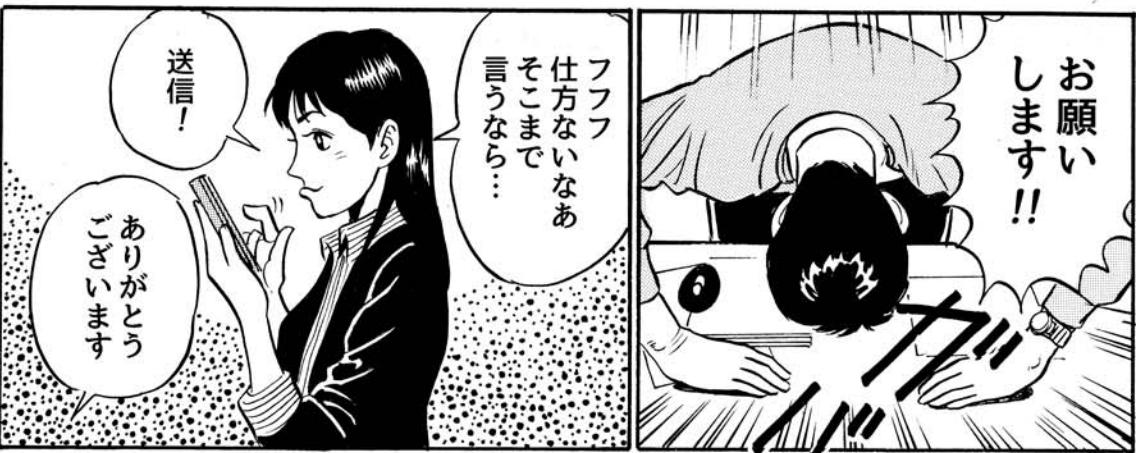
ひとみさん
のこと

ん?

ところで
ジョージ先生

え?







公開日:2018年2月

作画:ヒロカネプロダクション

原作:高津邦彦

監修:日本弁理士会

発行元:日本弁理士会

※この物語はフィクションです。登場する人物・団体・名称などは、実在のものとは関係ありません。

※当作品に掲載されている文章、キャラクター等の無断転載・無断加工を禁止しております。

※当冊子の販売等営利目的での使用を禁止しております。

問い合わせ先

広報室

e-mail:kouhou@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話:03(3519)2361(直) FAX:03(3519)2706